

令和5年度 第2回
札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議

日 時 令和5年9月28日（木）19時00分から
会 場 札幌市保健所 2階 大会議室

次 第

1. 開 会
2. 報告事項
 - （1）前回の振り返り
 - （2）北海道の策定状況
3. 説明事項
 - （1）札幌市感染症予防計画（骨子（案）及び素案）
 - （2）今後のスケジュール
4. 閉 会

1. 開 会

○ 感染症計画担当課長（石田）

それでは、少しお時間が早いのですが、委員の方々お揃いくださいましたので、ただいまから第2回札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、札幌市保健所感染症計画担当課長の石田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

ファイルに綴ってありますけれども、お手元に、次第、座席表、資料1から5、資料6－1から資料6－4、資料7を配布しております。各資料の右上に資料番号を付しております。揃っていることをご確認ください。大丈夫でしょうか。

本日の会議は1時間程度を予定しております。

また、本会議の冒頭は公開となっておりますが、報告事項の2以降は非公開情報を含みますので、報道機関の方におかれましてはご退出されるようお願いいたします。

本日は、北海道保健福祉部感染症対策局の村松委員、北海道電力ネットワーク株式会社の山岸委員より欠席する旨のご連絡をいただいております。2名の欠席者ではありますが、新型インフルエンザ等対策有識者会議の規則に基づきまして、委員の過半数の出席となりますので開催要件を満たしております。

開会に当たりまして、お手元の資料1、委員名簿をご覧ください。

前回、札幌商工会議所の水落委員がご欠席されておりましたので、自己紹介をお願いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○ 水落委員

札幌商工会議所の水落と申します。

前回、すみません、都合つかずに欠席となりました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○（出席者）

よろしくお願いいたします。

○ 感染症計画担当課長（石田）

ありがとうございます。

それでは、以後の議事の進行につきましては多米委員長にお願いしたいと思います。多米委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 多米委員長

よろしくお願いいたします。

お忙しい中、雨の中、ありがとうございます。

皆様のご協力をいただきながら円滑に議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくご協力ください。

2. 報告事項

(1) 前回の振り返り

○ 多米委員長

次第では、報告事項が2題、説明事項が2題となっております。これらにつきまして順に事務局からご説明をいただきまして、その後、項目ごとに質疑を行っていきたいと考えております。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○ 計画担当係長（川西）

計画担当係長の川西と申します。私から本日の議題についてご説明をさせていただきます。

それでは、まず資料2に基づきまして、「前回の振り返り」ということで、改めて、今回策定をする予防計画の法的な位置づけなどについて、ご説明をさせていただきます。

なお、前回の会議の議事録について、皆様に素案と併せてお送りをさせていただいております。議事録のことでお気づきの点がございましたら、会議の後で差し支えございませんので事務局にご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、資料2の2ページ目、ご覧ください。

今回策定をする予防計画ですが、新型コロナウイルス感染症の流行を背景に、昨年の12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」（以下「感染症法」という。）が改正されまして、これまで都道府県のみが策定していた感染症予防計画について、保健所設置市である札幌市においても今年度中に策定することが義務付けられたものです。この予防計画につきましては、1類から5類の感染症全般の対応に加えて、新たな感染症流行への備えを強化するものという位置づけとなります。

計画のポイントといたしましては、まず、記載している事項の充実を図ること、実効性を確保するために新たに数値目標を設定するというところ、また、実効性を担保するもう一つの施策として、協定というものが新たに制度として作られているものでございます。

その下、「計画の位置づけ」ですが、本計画は法定の計画になっておりますが、国の基本指針が上位にありまして、そちらに即して都道府県である北海道の計画が策定されます。札幌市においてはこの両者を踏まえて策定をするとい

う位置づけになります。

また、その他の関連計画との整合性を図るということと、一番大きなポイントといたしましては、北海道が設置する北海道感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）で札幌市の計画も協議をする必要があるということが法定化された事項となります。

3 ページ目、ご覧ください。

「計画の概要」は先ほどご説明したとおりで、特に、新たなパンデミック、感染症危機への備えを強化するための計画という位置づけになります。

その下、「計画の記載事項」ですが、国の基本指針において、都道府県、もしくは保健所設置市の予防計画にどのような事項を盛り込まなければいけないということが定められております。

項目としては、①から⑥がございまして、一つ目としましては、感染症の予防の推進及びまん延の防止に係る施策の部分、二つ目としまして、病原体等の情報の収集、また、検査の実施体制ですとか検査能力の向上に関する事項、三つ目としましては、入院の病床ですとか発熱外来、こういったものを含む医療提供体制の確保、四つ目としまして、移送、宿泊療養に係る施設、自宅療養の体制、こういったものの確保、五つ目としまして、人材の養成と資質の向上、それによる保健所体制の確保を掲げております。最後が数値目標でございまして、医療提供体制に係る事項の他に、検査体制に係る事項、また、保健所体制に係る事項、こういったものを計画の中で掲げることとなります。

こちら、右側に丸を付けている部分が札幌市で策定が義務付けられている項目になります。

前回の振り返りは以上となります。

○ 多米委員長

ありがとうございました。

ただいまの「前回の振り返り」という項目につきまして、何かご質問等ありましたら挙手を願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

（な し）

（２）北海道の策定状況

○ 多米委員長

それでは、続きまして報告事項の２の（２）、事務局から説明をお願いいたします。

○ 感染症計画担当課長（石田）

以後の議事につきましては非公開となりますので、報道機関の方は皆様ご退出をお願いいたします。

（報道機関関係者退出、以下非公開情報）